

目次

はじめに

第1章 早わかり「温対法」と「省エネ法」

1 温対法・省エネ法強化の背景	3
1.1 我が国の温室効果ガス排出量	3
1.2 二酸化炭素(CO ₂)の排出量	4
2 温室効果ガス排出量の報告(温対法)	5
2.1 温室効果ガスの排出者に求められるもの	5
2.2 算定・報告・公表制度	7
2.3 対象となる温室効果ガス(京都6ガス)	8
2.4 対象者及び報告の単位	9
2.5 算定の流れ	10
2.6 算定の対象となる排出活動	11
2.7 地球温暖化係数(GWP)	13
2.8 CO ₂ 排出量算定の基本	14
2.9 実排出量と調整後排出量	16
2.10 少量排出源に係る算定方法の特例	19
2.11 排出抑制等のための指針	20
2.12 提出書類の記入例	21
3 エネルギー使用量の報告(省エネ法)	24
3.1 エネルギーの使用者に求められるもの	24
3.2 エネルギー使用量の報告と特定事業者	26
3.3 エネルギー使用量の報告と特定連鎖化事業者	27
3.4 事業者全体のエネルギー管理	28
3.5 エネルギー管理統括者等の「兼任」及び「外部委託」	29
3.6 事業者の判断の基準	34
3.7 ビルのオーナーとテナントによる報告	35

3.8 エネルギー消費原単位	36
3.9 年間当たり原油換算1500kLの目安	37
3.10 エネルギー管理者・管理員の選任	38
3.11 原油換算15kL/年未満の工場・事務所等の報告	39
3.12 選任期日，法定書類の提出期限	40

第2章 「温対法」の概要と実務

1 「温対法」の基本事項	45
1.1 法の構造	45
1.2 法の目的及び定義	45
1.3 京都議定書目標達成計画	47
1.4 排出抑制等の指針	50
1.5 特定排出者（排出量の算定・報告・公表制度）	51
1.6 「省エネ法」との関係	52
1.7 配慮条項 他者の排出抑制の貢献に対する評価	53
1.8 罰 則	54
2 実務者が算定・報告に必要とされる法的知識	55
2.1 ハイドロフルオロカーボンとパーフルオロカーボンの対象ガス	55
2.2 温室効果ガス排出量の算定方法	57
2.3 特定排出者	58
2.4 特定排出者の算定方法	59
2.5 排出係数及び算定方法	60
2.6 「調整後」温室効果ガス排出量	62
2.7 「省エネ法」の報告に使用した発熱量との関係	70
2.8 温室効果ガス「排出抑制等指針」の公表	71
2.9 エネルギー管理関係者に求められる「温対法」の様式の利用	72
3 「温対法」と「地球温暖化対策基本法（案）」	74
3.1 地球温暖化対策基本法（案）の概要	74
3.2 「温対法」との関係	76

3.3 再生可能エネルギーの定義	78
------------------	----

第3章 「省エネ法」の概要と実務

1 「省エネ法」の基本事項	83
1.1 法の構造	83
1.2 法の目的及び定義	84
1.3 事業者の判断の基準となるべき事項	89
1.4 特定事業者，特定連鎖化事業者	90
1.5 エネルギー管理統括者，エネルギー管理企画推進者，エネルギー管理者， エネルギー管理員	92
1.6 エネルギー管理者等の義務	95
1.7 配慮条項 共同省エネルギー事業	96
1.8 罰 則	97
2 実務者が算定・報告に必要な法的知識	99
2.1 特定事業者・特定連鎖化事業者の指定等	99
2.2 算定に必要な係数等	99
2.3 エネルギー消費原単位とベンチマーク指標	102

第4章 算定・演習 エネルギー使用量と温室効果ガス排出量

1 工場・事務所等における省エネ法と温対法	107
1.1 特定事業者及び特定排出者	107
1.2 京都6ガス，5.5ガス	108
1.3 対象となる温室効果ガスと対象者	109
1.4 CO ₂ 換算で3 000トンの温室効果ガス排出量	109
2 エネルギー使用量と温室効果ガス排出量	111
2.1 C重油をボイラの燃料として使用した場合	111
2.2 一般電気事業者から供給された電気を使用した場合	119
2.3 他人から供給された熱を使用した場合	124

2.4	定期報告書でのCO ₂ 排出量の報告	128
2.5	廃棄物を燃料として使用した場合	130
3 ケーススタディ		
	複数のエネルギーを使用する工場の算定例	132
3.1	「省エネ法」によるエネルギー使用量	132
3.2	「温対法」によるエネルギー起源CO ₂ 排出量	136

付録 法律条文、排出係数、関連WEBサイト等

(1)	地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）	143
(2)	エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）	160
(3)	「温対法」排出係数一覧（電気の排出係数を含む）	192
(4)	「温対法」における有効数字の処理	213
(5)	「温対法」様式 権利利益の保護に係る請求書	219
(6)	「温対法」様式 温室効果ガス排出量の増減に関する情報	222
(7)	「省エネ法」エネルギー管理統括者等の兼任の承認の基準	227
(8)	「省エネ法」エネルギー管理統括者等の外部委託の承認の基準	232
(9)	「省エネ法」様式 共同省エネルギー事業及び国内クレジット償却量の報告	236
(10)	「省エネ法」ベンチマーク指標及び中長期的に目指すべき水準	239
(11)	「省エネ法」地方公共団体のエネルギー管理の範囲について	241
(12)	関連WEBサイト	251